（参考）周辺民有林との集約化等による県行分収林の森林整備の推進について
手続きフロー

事業者

① 周辺民有林の集約化等に伴う、分収林も含めた一体的な森林整備を計画する。

② 集約化施業計画書（提案書）を作成し、分収林の所在地を管轄する林務環境事務所へ提出する。
【提出書類】
・計画書（提案書）
・位置図
・林況写真
・集約化等を行っていることを示す資料等

計画書提出

林務環境事務所

③ 計画における分収林の森林整備について、随意契約で発注する必要性を審査する。
【審査事項】
・分収林の森林整備の必要性
・発注形態が随意契約である必要性

④ 分収林の森林整備を随意契約で発注する必要性が認められた場合、計画を作成し提案した事業者へ通知する。
【通知内容】
・発注する分収林の森林整備内容
・見積書の提出について

※必要性が認められない場合には、その旨事業者へ通知する。

通知

事業者

⑤ 通知された内容によって、分収林の森林整備業務の契約を希望する場合は、見積書を提出する。

※契約を希望しない場合には、その旨林務環境事務所へ伝達する。

見積書提出

契約締結

見積書確認